

# 草津町は非線引き都市計画区域

建設省告示第493号  
No 3.5.4  
新田天狗山線  
計画決定 S40.3.11  
幅員 12m

建設省告示第421号  
No 3.5.3  
上新田滝尻原線  
決定 S33.3.18  
幅員 12m

建設省告示第493号  
No 3.4.2  
ターミナル新田線  
計画決定 S40.3.11  
幅員 16m

建設省告示第421号  
No 7.7.1  
湯畑立町線  
決定 S33.3.18  
幅員 6m

建設省告示第421号  
No 3.4.1  
上新田運動茶屋線  
計画決定 S33.3.18  
幅員 16m

## 用途地域・観光地区

用途地域	面積
第一種中高層住居専用地域	約 208 ha
第二種中高層住居専用地域	約 62 ha
第一種住居地域	約 20 ha
第二種住居地域	約 58 ha
近隣商業地域	約 15 ha
商業地域	約 29 ha
準工業地域	約 4.8 ha
合 計	約 397 ha
観光地区	約 280 ha
合 計	約 280 ha

都市計画区域 2,232ha  
都市計画区域外 2,743ha  
行政区 4,975ha

## ●都市施設の概要

都市施設	名称		決定年月日	最終変更年月日 (名称変更)	構造・形式	計画面積(ha)	供用面積(ha)	
	番号	名称						
都市施設	1	草津運動センター	昭和40年3月11日	昭和82年7月24日	地上3階	0.30	0.30	
	2	ゴミ焼却場	平成1年4月19日		40t/日	0.60	0.60	
都市施設	名称		方式の種類	毎種計画区域(m)	計画処理面積(m <sup>2</sup> )	供用処理面積(m <sup>2</sup> )	供用下水管渠(m)	供用処理面積(m <sup>2</sup> )
都市下水道	分流式							

## ●都市公園概要

都市公園	名称		都市計画決定	最終変更年月日 (名称変更)	位置	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)
	番号	公園名					
都市公園	1	團山公園	昭和10年6月7日	昭和42年8月10日	大字草津字團山538番地	1.24	1.24
	2	昭和公園	昭和47年4月6日	昭和47年4月6日	大字草津字滝尻原041番地3	0.45	0.45
	3	西の河原公園	昭和33年3月18日	昭和10年8月7日	大字草津字西の河原甲521番地1他	8.50	8.50
	4	頌徳公園	昭和33年3月18日	昭和10年8月7日	大字草津字地蔵289番地1	1.30	1.30
	5	滝尻原公園墓地	昭和31年7月17日	昭和37年11月7日	大字草津字滝尻原041番地	3.97	3.97



# 草津町の開発にかかる規制

## ●都市計画による

草津町：非線引き都市計画区域(国立公園をのぞく)・一部都市計画区域外

用途地域による制限有り	建坪率	容積率	地区指定
第1種中高層住居専用地域	60%	200%	観光地区 通常はホテル旅館を 建設できないが規制 を緩和して建設を許 可する。
第2種中高層住居専用地域	60%	200%	
第1種住居地域	60%	200%	規制緩和
第2種住居地域	60%	200%	
準工業地域	60%	200%	
近隣商業地域	80%	300%	
商業地域	80%	500%	
白地地域(上記以外前口区含む)	70%	400%	

## ●建築基準法による 建築確認関係 中之条土木事務所 (0279-75-3047)

- 道路斜線
- 隣地斜線
- 北側斜線
- 日影規制
- 防火・準防火

中之条土木事務所へご確認下さい。

## ●景観条例関係 草津町景観まちづくり条例、草津町景観計画、草津町土地開発指導要綱等

草津町景観まちづくりパンフレット  
(草津町のHPからダウンロードできます。)

敷地面積 3,000㎡以上 県の開発許可申請が必要

土壌汚染関係 吾妻環境森林事務所 (0279-75-4611)

平成22年4月1日から施行となりました改正土壌汚染対策法について、今後3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合には、その旨を着手日の30日前までに県知事あてに届出する必要があります。森林伐採については、1ha以上は県に未済であれば町に届出が必要です。

## ●屋外広告物条例 群馬県の屋外広告物条例

特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の指

区分		8時~18時	6時~8時 18時~21時	21時~6時
草津町	第2種区域 1 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の区域 2 用途地域を除く区域(国有林を除く。)	55デシベル	50デシベル	45デシベル
	第3種区域 第一種住居地域・第二種住居地域・商業地域・近隣商業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
	第4種区域 準工業地域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

<温泉源保護> 地質ボーリング及び基礎工事等においては、事前に草津町長に申し出て指示を得るものとし、温泉源に影響を及ぼすことのないようにすること。(大規模開発等指導基準)

都市計画法第29条関係 土地に関わる開発許可

都市計画法第43条関係 建築に関わる開発許可

都市計画法第53条関係 都市計画決定された都市計画施設(道路、公園)

